



労働仲裁の社会学的秩序

檉村, 志郎

(Citation)

民事手続法学の革新 : 三ヶ月章先生古稀祝賀:649-680

(Issue Date)

1991-06

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006562>



労働仲裁の社会学的秩序

榎村志郎

- 一 問題設定
- 二 本稿の手法
- 三 仲裁過程の〈位相的構造〉
- 四 公式性への移行と退出
- 五 尋問過程の特質
- 六 仲裁の相互作用的構成

一 問題設定

ある社会的相互作用が存在する場合、つまり複数の人々が互いに影響を与えることが可能なほどに近接して活動する場合には、必ず、その社会的相互作用過程には社会学的秩序が含まれている、と考えられる。アメリカ合衆国で行われたある労働仲裁過程を取り上げて、そこに含まれる社会学的秩序のいくつかの側面をあきらかにすることが本稿の目的である。

社会的相互作用過程に含まれる、規則的な、または、秩序だった様相のうち、「社会学的秩序」とは、つぎのものを指すことにする。社会的相互作用過程を構成する主たる要素は複数の人間の通常の諸行動であるが、この人間の通常の行動というものは、それぞれ、通常は、自己の行動の条件としての他者の行動からくる影響力を考慮にいれている。このような人間の通常の考慮を含む諸行動から、秩序ある組織的性格をもつ相互行為の型が生み出されて、相互作用のなかで行為者によって実践的に用いられているとき、それを社会学的秩序というのである。ここで「実践的に用いられている」とは、概略的にいって、その秩序ある様相が、相互行為者によって、特定の実践的問題解決の必要に照して、注意を向けられ、あるいは、自明の事実とみなされて注意を払われないことをいう。また、社会学的秩序を実践的に用いることに含まなければならないあらゆる行動を「社会学的秩序の実践」とよぼう。

社会学的秩序は、社会的相互作用過程を、その相互行為者に対して自然に「意味の分かる」ものごととするうえで不可欠のものである。相互行為者は、この相互行為のパターンに照して、自己の行為を計画し、解釈し、反省しようとしているからである。

社会学的秩序は、決して相互行為の規則的様相を「ありのままに」写し取っているものでも、それをくまなく規

律しているものでもない。したがってそれは科学的な見地からする予測の基礎にはならない。それは、長期的に相互行為を安定させる効果をもつものでさえない。

特定の社会学的秩序が「実践的に用いられている」度合いはさまざまである。少数のひとびとにしか用いられていないものもあれば、多くのひとによって用いられている秩序もある。稀にしか用いられない秩序もあるし、頻繁に活用される秩序もある。社会学的秩序自身が安定している度合いもさまざまである。

仲裁手続は、仲裁人、当事者、代理人、証人らの近接した活動からなるので、それは一個の社会的相互作用過程であるということが出来るから、そのなかでどのような社会学的秩序が生じており、また実践的に用いられているのか、を問題にすることができる。さらにどのような社会的相互作用過程も、それだけで完結しているということではなく、より大きく複合的な社会のなかにくみこまれてあるものだとすると、前者の組織性ないし秩序がより大きな社会の組織性や秩序とどのような関係にあるのか、という問題も生じる。

本稿では、一個の具体的な仲裁過程を以上のような角度から取り上げて、そこに含まれている社会学的秩序のいくつかの側面をあきらかにすることを試みてみたいと思う。

二 本稿の手法

以下で取り上げようとする労働仲裁のヒアリングは、アメリカ合衆国ハワイ州で一九八三年に行われた。仲裁人は、ホノルルで活動している著名な日系人弁護士であり、アメリカ仲裁人協会のメンバーである。仲裁は、ハワイ諸島の一つの島にあるホテルの一室で三時間あまりにわたって行われた。

わたくしは、仲裁人の許可をえて、手続に同席するとともにその間テープレコーダによる記録を行うことができ

た。また、仲裁手続後、仲裁人と労働側弁護士に対して簡単な質問を行うことができた。

この仲裁手続は英語で行われたので、その場で十分に理解できるものとはいえなかった。テープは、一九八四年から八六年にかけてわたくしがカリフォルニア大学ロスアンジェルズ校に滞在した際、その当時ロースクール学生であったフランク・ベネット・ジュニア氏（現在ロンドン大学東洋アフリカ研究所講師）に特に依頼して逐語的に反訳してもらった。さらに、分析上必要な詳しさを得るために、わたくし自身がテープを聞いて、補充を行った。

本稿では、この仲裁の過程内での言語的コミュニケーション行為をやや詳しく見ることによって、その場面でないがいかに行われていたのか、をあきらかにしていくことにする。⁽¹⁾

このことを通じて、この労働仲裁の過程で参与者のあいだで交わされる「会話」⁽²⁾の過程に分析を向け、その会話の過程では、ある組織性が実践的に使用されており、さらに、その組織性は、労働仲裁という一連の会話のシステムがより複合的な社会の水準での組織性を達成するために不可欠の条件となっている、ということを示したのである。

なお以下の分析は、ある特定の事例の理解をめざすものであり、その理解を仲裁手続という法律学的または社会的カテゴリー一般にただちに拡大するという意図をもつものではない。また以下の分析は、仲裁を改善したり、批判したりするという実践的な目的に行われるのではない。それは、「科学的」な視角からの予測や統制のために使用される「社会法則」を探索しようとするものでもない。そのかわりに、分析の意図は、さきに定義しておいた意味での社会学的秩序をいくらかでもあきらかにしようということであり、また、それによって、ある一つの社会的相互作用過程が、〈相互行為者の視角から〉どのように予測され統制されているかを示すことでもある。

(1) 本研究の出発点は、相互作用場面に内在する自然的言語が、法律手続において法律的に再呈示される事件とその背後にあるとされる現実のトラブルとを関係づけるという作用をいとなんでいるのではないか、という考えである。こ

うした構想について櫻村志郎『「もめごと」の法社会学』(弘文堂、一九八九年)一一二—一一三頁参照。なお、法廷の会話を本稿と同様の方法論にたつて分析を行っている先行研究として、J. Maxwell Atkinson & Paul Drew, *Order in Court: The Organization of Verbal Interaction in Judicial Settings* (Atlantic Highlands, New Jersey: Humanities Press, 1979), James A. Holstein, "Court Ordered Incompetence: Conversational Organization in Involuntary Commitment Hearings", *Social Problems*, Vol. 35, No. 4, 1988 がみ。

(2) 「会話」という話は、日常用語としては、堅苦しくない、日常的な対話、座談などの意味合いをもつように思われるかもしれないが、本稿では、人間が自然言語を用いて話を交わすこと、つまりさまざまな場面に存在し作用している発話交換システムを一般的に示す用語として用いることにする。したがって、仲裁や裁判のように、形式ばった発話交換のシステムも「会話」という範疇に入ることになる。

三 仲裁過程の〈位相的構造〉

はじめに、われわれは、この特定の仲裁が、いくつかの小過程に分解できるということに注目したい。このような小過程を以下では「位相」とよぶことにしよう。⁽²⁾各「位相」がさらに小過程に分れるとき、その小過程を「小位相」とよぶことにする。それらはつぎのようである。

- 位相 1 仲裁開始前の会話
- 位相 2 仲裁開始への運動
- 位相 3 冒頭の主張
- 位相 4 最初の証人の尋問
- 小位相 4-1 主尋問

三 仲裁過程の〈位相的構造〉

小位相 4-2 反対尋問

小位相 4-3 再主尋問

小位相 4-4 再反対尋問

小位相 4-5 再々主尋問

小位相 4-6 仲裁人による尋問

位相 5 第2の証人の尋問

小位相 5-1 主尋問

小位相 5-2 反対尋問

小位相 5-3 再主尋問

小位相 5-4 再反対尋問

小位相 5-5 仲裁人による尋問

位相 6 終了への運動

位相 7 終了

(3) 「紛争解決過程」の民俗誌的研究では、その過程が複合的なものであることが観察されてきた。とりわけ、その過程が内在的な時間的組織を備えていること、いわば「位相運動」の存在が注目される。その過程は、機能その他の点から見て、いくつかの副次的な小過程へと分解することができると思われる(P. H. Gulliver, *Disputes and Negotiations: A Cross-Cultural Perspective*, New York, Academic Press, 1979 等々)。本文での観察は、このような発見と重なりあうが、位相の区分の基準は発話交換システムでの重要な変化にある。

四 公式性への移行と退出

これらの各位相に関して、まず、仲裁はどのようなにはじまり、終わるか、をみてみたい。

データは、当該仲裁過程が、つぎのような特徴をもつことを示している。

(a) はじめに、会話の公式性を将来きたるべきものとして扱う会話から始まり（位相1）、中間にはそのような公式性を自明のものとして扱う会話がおかれ、最後に、公式性をすでに過ぎ去ったものとして扱う会話（位相6、位相7）によって終結する。さらに、

(b) 公式性が自明のものとして扱われない、最初と最後の部分過程では、それぞれ、この現在の会話ではない会話での公式性についても話題にされる。例えば、データの最初の部分では、事件を仲裁に付する旨の合意の存在は、過去の会話での公式の合意として話題にされるし、最後の部分では、各側の最終弁論書面の作成や送付が将来の公式的行動として話題にされる。

これらのことを本節では例証しよう。なお、「公式性」とは、ここでは、発話自身がなんらかの状況超越的な基準に適用していることがその発話のなかで示されている、ということを指すことにする。

位相1から、次のように進化した会話を例として取り上げよう。なお以下のデータと分析のなかでは、仲裁人はAR、会社側代理人弁護士はCC、労働側代理人弁護士はUC、二人の証人はそれぞれW1、W2で示してある。左端の数字は、会話の断片をデータとして引用する上での便宜のために反訳文の冒頭より付した行番号である。

ここでは、仲裁過程への出席者がすべてそろう、証人を仲裁手続から排除するかなどの手続的準則が合意されるなどの作業が行われる局面であるが、ARが、事件の概要について予備的な質問をしている。なお、事件は、ハワ

イ州にあるある種の観測施設で起こったもので、勤務時間の不遵守をめぐってある労働者が苦情を提起しており、管理者がその労働者に質問しようとしたところ、その労働者がその際に怒って攻撃的な言葉を述べたというので、三日半の停職処分をうけたというものである。その処分が正当なものか、が争われようとしている。つぎの断片で“action”と呼ばれているのは、この停職処分である。なお「・」（半角ハイフン）記号は発語の中断を示し、「:」（コロン）記号は音が伸ばされていることを示す（長くのばされているときには記号を重ねる）。（ ）（カッコ）内は聞きとりにくい発音を示し、文字の左肩に付した「・」（マル）記号は弱められた発音を示す。「:」「(0.5)」は沈黙を示す。後者のカッコ内の数字は沈黙の秒数である。また（ ）（二重カッコ）内は著者の付した注釈その他の情報を示している。「・」（ピリオド）記号は下降終了のイントネーション、「?」（クエスション）記号は上昇終了のイントネーション、「,」（カンマ）はイントネーションの変化のない終了を示す。

(データー)

- 10 AR: When was this action taken?
11 CC: This action was taken in June of Nineteen Eighty Three.
12 AR: You-- You got a better fix ('on it) --was there a date?
13 UC: Ye- two twenifo: r ()
14 CC: That is correct.
15 AR: Twenty-four? ((COUGH)) And the alleged incident or misconduct was
16 what?
17 CC: Mr. ((AR's name)), it might be worthwhile (if) • I have a prehearing

四 公式性への移行と退出

- 18 brief I would like to submit which summarizes that. It would be
 19 of va :: Iue.
 20 AR: Well, i- i- if it's more like an opening, I'll let you make an opening.
 21 CC: No, it's not really like an opening, obviously as you can
 22 appreciate. Since it's a summation, it would be like an opening
 23 in that sense, but it's a complete summary of the case, including
 24 the dates and times.
 25 AR: Well, right now I just want to get some of the essentials. Then
 26 we'll go on record, read it in, and then let, uh...
 27 CC: Okay.
 28 AR: ...let, let the parties...
 29 CC: In answer to your question, then, according to the statement in

第一〇行でのARの質問に対してCCは単に年と月だけを述べて答えている。CCが日をしらなかつたわけではないことは、一七—一九行でCCが必要ならば書面を提出すると申出ていることや、一四行でのUCの情報を裏書きする発言からあきらかである。そこで、CC(一一行)の発言はここで要求される正確さはこの程度のものだというCCの判断をあらわしている、と考えられる。

だが、ARは日についての情報を求めており、UCの手元の書類と思われるものに言及しながら、UCに情報を求めた(一二行)。ARのこの転換もARがこの場を非常に形式的なものだとは考えていないことをあらわしてい

る。だが、この非形式的な場で日付についての情報が重要であるかどうかについて、ARとCCのあいだではずれがあったといえる。

このずれは対処されるべき問題とみなされた。この情報が授受された(一三一—一五行)あと、CCが、それに引続くARの質問に対して挿入発話を行っているのは、CCがそのように考えていることをあらわしている。ARの名前をよぶことは(一七行)、CCの応答が、これまでの質問—応答とは異質のものであること(副次的系列の開始⁴)を示しており、実際にもこの発言は、ARの質問への応答がおかれるべき場所(質問の直後)で、別の系列(それは二八行まで続く)を開始する発話対の第一要素である「提案」を行っている。二〇行では、ARの受諾—拒絶が関連してくる局面だが、ためらう(Well)、いぶよみ(i-i-i)、条件の呈示(if it's more like an opening)をへてARは別の提案をしている(いいかえるとCCの提案は拒絶されようとしていることがわかる)。

おおまかにいって、この発話交換過程で関係者が関心をもっている并表示しているのは、この当面の場面ではどの程度の詳しさで事件が語られるべきか、という問題であるということができよう。それだけでなく、この過程でおこっていることは、将来の公式のヒアリングにむけて、関係者が「準備」をしていることなのだという点もできる。この小さな会話過程でCCが困惑したのは、関係者がどの程度まで将来きたるべきヒアリングに「近付いて」いるのか、という点についてであり、このCCの困惑の表示に対して、ARは「われわれはまだ非公式の段階にあるのだ」ということを宣言したのである(二五五行付近)。この宣言はCCによって受入れられ(二七行)、最初の質問—応答系列が復活するのである(二九行)。

一般に公式のあつまり⁶では、「開始の宣言」が行われることによってその場面の参加者が一致してその集まりの「本題の会話位相」に移行していくことが観察できる。このデータでも、二六行においてARは明示的に「開始の宣言」を将来のものとして語っていることがわかる。

以上の分析が示しているのは、この段階の会話では、関係者は「公式のあつまり」をへまだ開始されていないものごととして扱っているということである。そのことは、関係者のだれもが「公式性」から距離をおくように注意を払っている——どの程度の距離をおくべきかについては一致していないにしても、距離がおかれるべきであるという点については一致して行為している、ということによって相互作用の秩序を形成しているのである。

これに対して位相2—5においては、会話は違った様相を呈している。たとえば、

(ブータ2)

269 CC: Okay, now. Mr. ((W2's last name)) approached you roughly at seven-fifteen.

270 When to your knowledge had the grievance been filed with Mr.

271 ((W2's last name))?

272 W1: He told me approximately two p. m. earlier that same day, say

273 about five hours earlier on June the Twenty Third.

ここでは、つぎのような様相が存在することが観察できるだろう。

(a) 質問においても応答においても、質問事項である「時刻」に関する「注意深さ」が表示されている(二六九行、二七〇行)。この「注意深さ」という法的志向は、'roughly' 'approximately' の用語を限定句、修飾語として用いることによって相互作用の中で観察可能になっている。

(b) 質問においては、同様に、証人の知識の性質に関する「注意深さ」が表示されている。これは to your knowledge (二七〇行) という語の使用によって観察可能である。

四 公式性への移行と退出

(c) 質問においては、人物の特定に関する「注意深さ」が表示されている。この表示を実践しているのは、「彼」という言葉の替りに「Mr.……」という固有名詞が反復される行為である。

(d) (c) の実践はまた、この問答が「記録されている」ということへの注意深さを表示してもいる、といえよう。CCはある種の「練習」を行っているともみることができよう。CCにとって日本人風の名前は記憶しにくく、したがって誤って記録される可能性があった。なお、労働側の人物についてであるが、つぎのような会話もある(ただし以下では仮名を用いた)。

(データ3)

402 CC: Okay. And Mr. Hiro agreed. Hiraο, I'm sorry, Mr. Hiraο, I'm going

403 to pronounce that name wrong all day. Mr. Hiraο agreed that he

404 would do that, he would give you some facts in writing?

405 W1: Yes.

(e) 質問において、okay, now (二六九行) といった句が質問の前に使用されている。このような実践は、相手の注意を引きつけ、ひきつづき質問がくることを相手に明らかにすることに役立つ。そしてそうすることで、相手が応答への準備を整える合図となる。このような実践によって、同時に、問答系列を円滑に進行させることへの「注意深さ」が表示されているとみることができよう。なぜなら、この実践は、進行しつつある発話が、問答という相互作用の型のうち正確にどの要素を表示しつつあるのかを、相互作用の共同当事者に向けて示しているからである。さらにこの同じデータのさまざまな部分を見ると、このような注意深さは、問いの発話において、より多様な形

式をとり、より高い程度に観察することができる。要するに、問いにおいては、さまざまな注意深さを示すためのより発達した工夫・装置が用いられる傾向がある。

ここでは、公式性は、〈将来や過去にあるべきものとして言明の対象とされているのではない〉。さまざまな修飾語の使用によって、公式性は〈現に表示されている〉のである。会話の公式性が〈主張されている〉のではない。それは、以上のような発話の態様のなかに〈現前されて〉いるのである。

さらに、このような公式性は、会話の当事者がその公式性を発話の主題とせず、当然達成されなければならないという暗黙の規範の様相として扱い、発話の特定の注意深さ——公式性一般でなく——を示すことによって、達成されている、ということにも注意しておきたい。

そうして、最後の、位相7では、つぎの手段段階についての打合せなどが行われる。そこでは、すでに、今回の仲裁ヒアリングは、完結した公式的手続として扱われているのである。

以上のように公式的部分過程では公式性の表示が行われるが、それは、正式な手続が「法」によって公式に規律されている以上、当然のことであるとみなされるかもしれない。だが、公式的過程での公式性の表示は手続が公式に「法」によって規律されていることの当然の結果であるのか。この問いへの答えは一見そう思えるほど明白ではない。むしろ手続が「法」によって規律されているという性質はその同一の過程で公式性が不断に、また、多様に表示され続けていることの帰結ではないか、または、それと同一のことなのではないのか、とも考えられるからである。この問いに答えるには、公式性の表示の実践についてより詳しくみてみなければならぬ。つぎにこの問題を取り上げよう。

- (4) Gail Jefferson, "Side Sequences" in David Sudnow (ed.), *Studies in Social Interaction* (New York: Free Press, 1972) p. 294 参照。

(5) 「発話対」とは、「質問・応答」「あいさつ・あいさつ」「提案・諾否」のように、ある会話の中で会話者が感知できるような二つの発話の結合をいう。詳しくは Emanuel A. Schegloff and Harvey Sacks, "Opening Up Closings" *Semiotica* VIII 4, 1973 (トマニエール・A・シェグロフ、ハーヴェイ・サックス (北澤裕・西阪仰訳)「会話はどのように終了されるのか」「日常性の解剖学」マルジュ社、一九八九年) 参照。翻訳では「発話対偶」とされているものの説明を参照。会話分析一般についても、この論文を参照。

(6) Roy Turner, "Some Formal Properties of Therapy Talk" in David Sudnow (ed.), *Studies in Social Interaction* (New York: Free Press, 1972) p. 367 参照。

五 尋問過程の特質

仲裁の正式の開始後の過程では、公式性がさまざまな注意の表示された実行によって達成されている。仲裁の「記録の上にある on the record」この過程は、仲裁という「公式的あつまり」の中核をなしている。この中核部分においては、公式性は、発話の対象にはならず、それは発話の構成的な特徴をなしている。いわばそれは、発話に埋め込まれ、原則として特別な注意を向けられない。

われわれのデータでは、この中核的な過程では、相互行為者は、へ公式性そのものを主題とせず、公式性を実践することによって、会話状況を、単に形式的に公式性を達成することとは別の特定の実践的な方向づけを行っていることとみることができる。その方向づけはどのようなものか、また、それによって何が達成されているのか、がここでの問題である。

公式的部分過程は、ARのはじめの発言、CCの冒頭陳述をも含んでいるが、その主要部分は、CCとUCによる証人尋問過程である。そこで以下では、この尋問過程に対象を限定していくことにする。証人尋問過程は、発話

交換システムとしてみると、主として反復される問答からなるようにみえる。しかし、つぎにみるように、それは日常生活の会話で起こる問答とはさまざまな点で異なっている。この点に注意して、証人尋問でのこのような会話過程を「尋問系列」とよんでおこう。以下に述べる諸特性を考慮すると、尋問とは、尋問者による問いの発問と、それに近接する被尋問者(証人)による応答とからなる発話対である。

はじめに、一対の問いと応答である尋問の特性をやや詳しくみる。つぎに尋問の「反復」としての特性(尋問系列の特性)をみることにするが、後者がより複雑な現象であるために、細部にわたる分析はここでは不可能である。そこで後者については、大まかな特徴を指摘するにとどめなければならない。

1 尋問の特性 小位相5-1からとられた、つぎの例をみよう。CCは、会社が従業員を停職処分にした先例のひとつを明らかにしようとしている。

(データ4)

- 1122 CC: And without going into the details, what was the duration of this
 1123 particular suspension in Nineteen Seventy Six?
 1124 W2: This was for three and a half days.
 1125 CC: Three and one-half days.
 1126 W2: The duration of this shift, plus three days.
 1127 CC: So the duration of the shift, plus three days. Okay, with
 1128 respect to this same exhibit that you have in your hands. Had
 1129 this particular employee to your recollection been given a

1130 previous written warning?

1131 W2: No.

さきに注意しておいたように、「ここでも、まず、問いやその完結にさきだっていっくつかの語句が置かれていることがはっきりとわかる。具体的には、1112行では、“And without going into the details”という句が使用されており、1129行では、“to your recollection”という「知識の性質に関する注意深さ」を示す語句が使用されている。

これらの語句がどんな作用を表示しているのかをより詳しくくみよう。

1122行の“and”や1127行の“Okay”は「了解符号」であると考えられる。これは、“alright”などとも、先行する証人の応答を了解し、受容したことを示す発話である、と考えられる。証人尋問ではこの了解符号は頻繁に用いられる。つぎの諸例をみよ。

(データ5)

294 W1: …(略)…about it, that he had not submitted a grievance.

295 CC: And what did you do then at that point, since you got no response

296 from the, Mr. [Grievant's name] ?

(データ6)

289 W1: That's correct.

290 CC: Okay. Did you then question Mr. [Grievant2's name] ?

(11-タ7)

312 CC: Okay, now you contacted him how, again?

313 W1: By telephone.

314 CC: By telephone. Okay, and what did you ask him?

(11-タ8)

720 W1: (Ya, I remember that)

721 UC: Alright, when you talk about the first step in the grievance…(略)…

つまり、”without going into the details” (11111行) は、もともと注釈した ”to your knowledge” (11-タ2, 11
70行) もそうだが、応答の態様を指示するものである、と考えられる。この諸例をみよ。

(11-タ9)

376 W1: (略) grievance. They didn't, they also didn't give what kind of

377 compensation they desired for what, for what hours, you know, or

378 anything.

379 CC: So let me just kind of back-track for a moment now. After this

- 380 conversation with Mr. ((Shop Steward)) was it your opinion that you had sorted... (略)...
- (キータ10)
- 956 AR: Okay, now to the best of your recollection, could you- could you tell us what
- 957 you said, and how you said it.
- 958 W1: () exact wording are you looking for.. or as close
- 959 as I can get it.
- 960 AR: Ya.
- 961 W1: Okay, uh...
- 962 AR: In other words, I'm trying to find out what you said that led to
- 963 grievant's reaction.
- 964 W1: I'll try the best I can, it's been quite a few months, but (・・・) I...(略)...

この最後の例では、証人がこの指示を明確化するためにARに対して反問を行っている。ここには、証人(W1)とARとの両者が、尋問者から証人に与えられる指示の伝達に注意を払っていることが見出されるのである。

データ4に戻ると、一二二五行の“Three and one-half days”、一二七行の“*So the duration of the shift, plus three days.*”は、証人の応答を「言直したり、繰返したりする」発話である。それは、この「言直し・繰返し」にさきだつW1の発話を目標としている。「言直し」は、目標の発話の系列的重要性を取消し、尋問者が与える表現をそれと置き換えることである、とあきらかに理解される形式をもっている。また「繰返し」は、W1の応答をより

明白化し、はっきりと伝達されるように強調や修正をするという効果をもっている。この「言直し・繰返し」は、「Okay」などの受諾が行われる前になされる。つまり、それは、応答を受取って正式の応答とする前に、いわばその品質を検査し、不良品を取除くという「応答意味の修復」に役立っていると考えられる。(実際にも、一一二五一一七行では、言直しが行われた後、繰返しによって応答が確認され、最後に「Okay」で受容されるという経過が見られる)。

最後に、問いそれ自体が発せられるが、この問いのなかにも、応答への指示が見出されうる。問い自身の発話が、応答に備えられるべき特性や応答がしたがるべき制約条件を明示するように構成されている。

例えば、つぎのデータでは、尋問者は、問いを言直している。最初の質問の直後に、「急いで」⁽⁷⁾いくつかの前提的指示が出され、前置語句が置かれた後に、その替りの質問が発せられている。最初の質問と比べると、この代替的質問はより明確なまたはより効果的にみえる指示を含んでいることがわかる。つまり、「remember」の語は“have we”と“give me”の二本立てに“as an example”の語は“some examples”と“what years”の語は“in the past”と“at least years”の二本立てに、それぞれ置き換えられているのが理解できる。なおカッコ内の数字は沈黙の秒数である。

(データ11)

- 1104 CC: Do you remember what years as an example that we may have
 1105 suspended employees?-- Wait one second Mr. ((W2's last name)). Take this.
 1106 I'll rephrase the question. (18.0 ((Sound))) Now with respect to the suspension
 1107 of Mr. ((Grievant's name)), have we suspended employees in the past,
 1108 and can you give me some examples of at least years in which we

- 1109 suspended employees?
 1110 W2: Yes, we have, in Nineteen Seventy Six, in Nineteen Seventy Seven,
 1111 and I believe a couple of times in Nineteen Seventy Eight.
 1112 CC: Okay. Relative to Nineteen Seventy Six, you say that we in fact...(略)...

つぎの例も同様である。ただし、証人の応答は、最初の中断された質問に代替された質問の後に続く発話が問いの言直しでなく、新たな質問の前置のように聞かれた時点でやや強く開始されていることに注意されたい。なお、「//」記号はオーバーラップの開始を、「|」記号はその解消を示している。大文字は強調された発音を示している。

(データ12)

- 708 UC: So, what, you still considered it as what would be equivalent
 709 tuh. Ah! A: ryu familiar with the grievance code? a. I
 710 don't under//stand] (you) uh
 711 W1: YES!]
 712 UC: I think under Section Four Oh Two...Four Point Oh Two A...(略)...

さて、データ4の問いの諸様相をデータその他の断片と比較しつつ検討してきた。その検討をまとめていうと、証人尋問における問いは、(A)先行する応答の受容を表示する了解符号、(B)問いの予告符号(nowなど)、(C)応答態様の指示、(D)問い、(E)応答の応答意味の修復、という構成要素から成り立っているといえよう。具体

的な問いの発話は、すべての構成要素を含む場合には、それらの要素が発話に出現する順に、(E) + (A) + (B) + (C) + (D) という構造をもつことになる。

このような構造を用いて、証人も尋問者の発話を分析していると推測できる(例えば前掲データ12の七一一行の「Yes」)し、尋問者も問いを証人に理解可能な形式で発することができるのである。したがって、以上の分析は、証人尋問における基本的な伝達の構造、ないし、尋問者と証人との間の相互了解を達成し続ける構造を示していると考えてよいであろう。

この相互了解構造は、個々の尋問の発話対の諸様相のなかに結合されているが、その結果として、会話者はこの構造を戦略的に用いることもできると推測される。実際には、この種の戦略的使用は尋問者によって行われることが圧倒的に多いようである。いくつかの例をあげる。

(a) 尋問者は、尋問の達成を要約することができる。このとき、同じ問いの枠組みが利用されている。

(データ13)

283 CC: Okay, now let me make sure I just understand this, stop for a

284 moment here and make sure we have clarification. You were asked

285 by Senior Manager ((W2's last name)), to investigate a grievance, that had

286 been brought to him by a steward, Mr. ((Shop Steward)), and to your knowledge

287 it concerned Mr. ((Grievant's name)) and Mr. ((Grievant's name)), is

288 that correct?

289 W1: That's correct.

五 尋問過程の特質

(b) 尋問者は、圧倒的多数の問いにおいて、以前の問いと異なる事項を取り上げている。つまり話題を最初に記述する機会は尋問者に与えられることが多い。その際、尋問者は、事態を記述する用語を導入することができる。つぎの例では、証人はA Rの尋問要約の質問としての完結をみてとることができた(“that preceded…”はすでに相互に知られていることの繰返しであると聞かれうる)ときに応答を開始した(九八六行)が、A Rはこれまで用いられてこなかった用語(“outburst”= 停職処分の原因となった労働者の怒り)を導入することで、状況全体の特徴づけを行おうとしていたことがわかった(九八七行)ために、もう一度応答を仕直した(九八八行)ことがわかる。すぐにUCが異議を述べようとしている(九八九行以降)のは、UCもこの理解を共有していたことを示している。なお、「=」(半角イコール)記号は、前後の発話が通常の間をおかずに行なわれていることを示す。

(データ14)

985 AR: So, it amounts to two statements from you, that preceded his =

986 W1: = Correct. =

987 AR: = his outburst.

988 W1: Correct.

989 UC: Excuse me.

(c) 尋問者が証人の発話につきのように介入することによって、開始された応答を適当でないものとして取下げさせる効果が生まれる。反対尋問において、このような使用が頻繁に行われるのは周知のことであろう。

(データ15)

- 1384 UC: Now, When Mr. ((Shop Steward)) came to see you on the original grievance on
 1385 June Twenty Third, Nineteen Eighty Three, did you talk to ((Shop Steward))
 1386 about the fact that the procedure wasn't being followed?
 1387 W2: Well he-
 1388 UC: Excuse me, did you or did you not?

以上の分析から、この仲裁過程を推し進めている発話交換システムについてなにがわかるだろうか。

それはつぎのことである。証人尋問の結果としての証言は、さまざまな指示によって前もって限定された意味の枠組みのなかで生み出されてくる。証言は、日常会話における問い—応答(「どうしたの?」「ちょっと気分が悪いんだ」)のように意思や事実を比較的単純に伝達する陳述ではない。証言は、尋問者と証人との間で相互に了解されている尋問の構造にしたがう特殊な共同作業⁽⁹⁾のなかからあらわれてくる現象である。とみななければならないのである。

2 尋問系列の特性 尋問過程においては、証言が、共同作業によって「記録されうる」ものとして、生産される。といえよう。尋問は反復され、尋問系列を構成する。尋問系列は、通常は手続の小位相を構成する。一つの尋問系列において行われようとすることは、事件の事実の一部を、「記録されうる」証言の積み重ねによって描き出すことである。尋問系列の目的は、事件の事実のある「部分的描写」を、なんらかの会話的構造のもとで、作り出すことである。⁽¹⁰⁾「証言」と同様に、この「部分的描写」も「公式の」、ないし「記録されうる」という特性をもたなければならない。

この尋問系列のもつ「なんらかの会話的構造」を大まかに述べてみよう。

最初に観察されるのはつきのことである。尋問者ばかりでなく証人によっても、尋問系列によって生産されようとするものが、「記録されうる」個々の証言ではなく、またそのような証言の連なり自体でもなく、証言の連なりによって描き出される「意味」である、¹⁶とゆうことが、よく認識されている。

証人は、問いと応答がどのような意図によって結合されているのかが分からないときには、不安を表明する。これは、証人が尋問だけでなく、尋問系列に対しても関心をもっていることを示している。例をあげる。

(データ16)

906 UC: In matters dealing with the agreement and you might say the

907 interpretation or application of the agreement, you would deal

908 through the union representative be it the shop steward or the

909 business rep, is that correct?

910 W1: I'm afraid I still don't understand (what you're) driving at.

(データ17)

1641 UC: Okay. So would it be correct to say that according to this

1642 policy statement, which is Company Exhibit Five, the written

1643 warning is not intended to involve anything other than a written

1644 warning? Suspension is not included, according to what it says

1645 here. Is that correct?

1646 W2: I'm not sure I understand the question. Sorry about that.

第二の観察は、尋問系列では、部分的描写を作り出すために、行動の標準化、ないし常態化が行われるようだということである。つぎの例では、UCは、会社側の立場からなされている一部の主張とは裏腹に、苦情が直接の上司を越えて申立てられるという手続の違反が、当該部局の管理者である証人(W1)にとっては、大きな問題ではなかった、という意味をもった描写をつくりだそうとしている。

(ヒーター81)

1371 UC: Now, you say that part of your job is to interpret and, I guess,

1372 administer the collective bargaining agreement between the union

1373 and management, is that correct.

1374 W2: "That's true,

1375 UC: Are you familiar with the, or more or less familiar with the

1376 terms and provisions of the agreement, specifically and more

1377 particularly with the grievance procedure.

1378 W2: I- I believe I am.

1379 UC: Okay. And you are aware of the fact that the grievance procedure

1380 sets forth in Four Point Zero Two, which is Joint Exhibit One,

五 尋問過程の特質

- 1381 the grievance procedure, and under A the first step, and under B,
1382 the second step, et cetera-- you're familiar with that].
1383 W2: I believe:] ve so.
1384 UC: Now. When Mr. ((Shop Steward)) came to see you on the original grievance on
1385 June Twenty Third, Nineteen Eighty Three, did you talk to ((Shop Steward))
1386 about the fact that the procedure wasn't being followed?
1387 W2: Well he--
1388 UC: Excuse me, did you or did you not?
1389 W2: What Mr. ((Shop Steward)) told me was that, hey, ((W1's name)) is not here.//And ((Shop
Steward)) say]
1390 UC: Excuse me. (you say)]
1391 either yes or no. Did you tell ((Shop Steward)) that he wasn't following
1392 the procedure?
1393 W2: No, I did not.

証人の応答をみると、最後の応答を除くどの応答も、「単純素朴な」形式をもつものではない、ということが気付かれうる。このことはこの系列の最後の応答を除くあらゆる発話において、証人は尋問の系列的様相に注意を向けているということを表示している。一三七四行、一三七八行、一三八三行においては、証人は、小声で答えることではっきりとした答えを避けたり、留保付 (“I believe”) の応答を行っている。そしてそれらの応答は、尋問者によ

って受容されている、と見られる。

一三八七行においては、証人が「いやいやの」返答を行おうとしていることが観察可能である。日常会話における「いやいやの」返答と同様に、それはためらいの符号である。“Well”によって前置きされているし、また、その応答へのUCのあからさまな不承認と再指示(一三八八行の介入)にもかかわらず、きたるべき応答(一三九三行)についての「弁解」と聞きうる発話(一三八九行)を行っており、それがUCの再介入と再質問を招いた(一三九〇―九二行)のち、はじめて「単純素朴な」応答があらわれるのである。

この「いやいやの」性質は、応答の用語法自体や応答のなかで記述される事実の性質に由来するものとはいえない。のちに、W1は「いやいや」でなしに「手続違反は重要と思わない」という考えを陳述しているし、またこの同じ意味は一三八九行においても表現されているからである。

応答のもつこの性質は、むしろ、この応答が置かれている系列上の位置に由来するもののように思われる。一三九三行の応答は、「この場所に置かれた」ゆえに「いやいやの」ものとみなされるのである。それは、「いやいやの」応答の形式のなかで発話されたからそのようにみなされるのである、と考えられる。

そこで問題は、なぜこの場所がこうした意味付与的な効果をもつのか、ということになる。つぎのように説明できないであろうか。

まず、尋問過程においては、さきに示したように証人も尋問者も尋問が一連の系列へと発展していくことよってなんらかの「意味」が描き出されてくる仕方に関心を向けている。このことは、より具体的にいうと、一つ一つの問いの意味は、以前の尋問によって生み出された証言との「関連」においてあきらかにされようとするということと意味しているであろう。そこで、一三九三行の「場所」の意味をあきらかにするのは、それに先行する尋問であると考えることができよう。

したがって一三八四行の問いの意味は、一三七五―七八行の尋問に照らしてあきらかにされようとしている、と考えられる。この先行する尋問によって生産された証言は、「W1は苦情申立て手続について知識をもっている」ということが認められる」という意味を帯びている。この意味と尋問の「頂点」をなす一三八四行の問いとの関係は発話交換システムの上ではどのようなものだろうか。つぎの例が参考になるのではないか。

(ホータ 19)

- 1675 …(略)… when they say written warning,
1676 isn't it correct that pursuant to the policy statement that such
1677 written warning does not contemplate any action other than a
1678 written warning? No suspension, no discipline. Isn't that true,
1679 under this?
1680 W2: I suppose it could be ((attempting)) to mean that. I don't know.
1681 UC: Well, Whadyu mean you don't know? Mr. ((W2's name)), You are the Senior
1682 Manager, are you not?
1683 W2: Yes I am.
1684 UC: You administer this disciplinary policy on behalf of the
1685 Management, don't you?
1686 W2: I do? =
1687 UC: Okay.

簡単にいうと、この例では、W2の「I don't know」という留保(二六八〇行)がUCの引続く尋問の標的とされている。UCの戦術は、この標的発話の基礎を崩すということであるといえる。とりわけ、UCは、W1が「知らないはずはない」というための常識的な理由(W2の職務・業務)の存在を示すことによって、この留保には「基礎がない」ということを示そうとしているのである。

ここで留保を基礎付けるさまざまな常識的な理由として用いられている事項が、先の例では、先行する尋問での質問事項となっている。このことに注目すると、データ18で、一三八四行の問いに先行する問いは、留保の基礎を前もって除去する、という意味をもつのだ、ということになる。この分析は、一三七一一七四行の問いについても当てはまる。

そこで、一三七一一八三行の尋問系列は、一三八四行の問いで問題にされる「いま・ここ」⁽¹¹⁾の状況を前もって常識的な解釈枠組み(職業、職務、職務上の上下関係、職務遂行の能力等々からなりたつ概念枠組み)⁽¹²⁾でまずとらえ、そのように解釈された状況のなかに見出されうる「当該の問いに応じて答えられるなにごとかへの弁明」の基礎をあらかじめ取り除いておくという結果をもたらしものである。

このような先行条件のもとでは、安全そうにみえる問いであっても、それに答えることは危険をとまなうことになる。応答の過程でなにごとかの問題点に気付いたとしても、証人には留保付返答という手段で自己の発話をまもる可能性がほとんど残されていないかもしれないからである。

(7) 「急いで」指示が出されることは、ここでは注目に値する様相である。というのは、まず、証人は「質問に答えるために質問を受取る」体勢にあると知られるるので、質問が終了したと聞かれうるときには、「質問が終了したので、通常の間合いの後に、証人が話し始める」ということが、尋問者と証人の双方によって予期可能である。「通常の間合い

を詰める」という行為は、そこで、(1)尋問者は証人が通常の間合いのうちに話始める前に質問の言直しを開始しなければならぬこと、(2)通常の間合いを詰めて「急いでいる」と聞かれうる発話を行うことによって尋問者は「通常の間合いのうちに、話し始めよ」という相互了解への尊重を示さなければならないこと、これらを尋問者が証人に伝達する手段となるのである。まさにこの時点、この位置で「間合いが詰められる」ことによって、尋問者と証人は「質問になんらかの問題があり、手当が施されようとしている」ということを了解しあうことができるのである。

- (8) 「戦略的に」という意味は、本文で述べた基本的な伝達の構造から、その場その場で、一定限度において、すくなくともいくらかの計算にもとづいて「自由に」行為することの意味することにする。この用語法は、ミシェル・フーコーにしたがうものである (Michel Foucault, "What is Enlightenment?" in Paul Rabinow & William M. Sullivan (eds.), *Interpretive Social Science: A Second Look* (Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press, 1987), p. 172 参照)。

- (9) 証言が共同作業の産物であるというのは、証言が、へ複数の人々の行為の組織的な組合せによる・証言としての・達成」と同一のものであるという意味であり、それ以上の意味をもつものではない。とりわけ、このように述べることには、証人と尋問者の間に闘争が存在しないという意味ではない。逆に闘争はつねに存在しており、それは多かれ少なかれこの共同作業の組織を考慮にいたれたものとして生じている。したがって、尋問過程のなかでの利害の対立ないし闘争を、尋問過程の社会学的秩序としての発話交換システムとの関連において理解することが可能であると思われる。つまり、闘争は、このシステムのなかで・このシステムに関して・このシステムに対して・このシステムを用いて、等々の態様で、またはそれらの組合せとして、生じているものとして理解することができると思われる。

- (10) こうした描写の組合せによって、ある「事件」の系統的な「事実認定」が可能になるわけであろう。

- (11) 尋問に似た「糾弾」の系列での「いま・ここ」の作用について、山田富秋「確認・糾弾会のリアリティ」『解放社会学研究』3号一六一―一七頁、好井裕明「確認・糾弾会のストーリー」『解放社会学研究』3号一九一―二二頁、亘明志「確認・糾弾会のダイナミクス」『解放社会学研究』3号五〇―五二頁、いずれも一九八九年、に分析とデータがある。
- (12) 公設弁護人が犯罪事実を常態化してとらえるために用いる枠組みを「通常犯罪」とよんだディビッド・サドナウに

ならって、そのような概念枠組みを「通常行為」ないしその「通常理由」とよぶことができるであろう。参照 David Sudnow, "Normal Crimes: Sociological Features of the Penal Code in a Public Defender Office", *Social Problems*, Vol. 12, No. 3, p. 255.

六 仲裁の相互作用的構成

本稿の主たる分析はつぎのように要約することができる。

(a) 手続法にたんにしたがうだけでなく、手続を通じて、事実の公式的手続適合性を確立し、それを用いて、証言・一組の事実や全体的事件の意味、などを生産していくことが法律家の技術である。それは手続法のもとで評価されうる行動をとるといふ客観的事態に還元することができないばかりか、それよりもっと基礎的な事態なのである。〈法に・したがう・手続〉という複合的な事象を「生み出す」のは、手続実践の遂行である。

(b) 証言は、指示された発話である。そしてその指示を行ない、その指示が証人によって守られているかどうかを検査するのは、尋問者である。その意味で、証言は、尋問者と証人との共同作業の産物である。

(c) 尋問は、反復されることによって、事件の一部の事実につき部分的な描写を生産するために用いることができる。尋問という発話交換システムは、大多数の場合には尋問者によって、しかし構造上は証人によっても、戦術的に使用されることができる。こうして、手続的实践は人間の行動に計画的に影響を与える力をもつ、という性格——それを権力的性格といってもよいであろう——を帯びることが多いと思われる。